

財務省第11入札等監視委員会

令和5年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年9月14日(木) 高松国税局 第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和5年4月1日(土)～令和5年6月30日(金)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名: 高松国税総合庁舎 直流電源装置及び蓄電池収納盤更新工事 契約相手方: エナジーシステムサービスジャパン株式会社 (法人番号9011501008398) 契約金額: 9,878,000円 契約締結日: 令和5年5月30日 担当部局: 高松国税局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名: 令和5年度徳島第2地方合同庁舎清掃業務 契約相手方: 株式会社オークスコポレーション (法人番号1260001008585) 契約金額: 2,244,000円 契約締結日: 令和5年4月3日 担当部局: 四国財務局
		契約件名: 課税資料の翻訳業務 契約相手方: 株式会社プロスパー・コーポレーション (法人番号1120001070112) 契約金額: 979,147円 契約締結日: 令和5年6月30日 担当部局: 高松国税局
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名: 令和5年度四国財務局 総合健康診査業務委託契約 契約相手方: 国家公務員共済組合連合会高松病院 (法人番号2010005002559) 契約金額: 2,579,372円(官費負担分) 契約締結日: 令和5年6月30日 担当部局: 四国財務局
応札(応募)業者数1者関連	—	—
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】  「高松国税総合庁舎 直流電源装置及び蓄電池収納盤更新工事」  契約相手方：エナジーシステムサービスジャパン株式会社  契約金額：9,878,000円  契約締結日：令和5年5月30日  担当部局：高松国税局</p> <p>落札率が低かった理由を把握しているか。</p> <p>安価で調達された製品と他の製品を比較し、仕様等に関する問題はなかったか。</p> <p>設置後のランニングコストも含めて業者を選択したのか。</p> <p>入札に不参加の業者があるのはなぜか。</p>	<p>低価格調査を行った案件となっている。</p> <p>予定価格の大半製品価格が占めていたところ、落札者が整流器及び蓄電池製造メーカーの関係会社であり、低価格での製品調達が可能であったことから、予定価格と落札金額の開差が大きかったのではないかとと思われる。</p> <p>低価格調査において仕様、落札実績等について確認したところ、問題等はなく、適切な工事の施工が可能であると判断している。</p> <p>現在、メンテナンスについて、庁舎の保守業者が各種点検等行っており、保守業者からの指摘があった時に部品等の交換を行っている状況である。</p> <p>今回の工事は、停電等の非常時に使用する施設であるため、部品交換も頻繁に行う必要がなく、ランニングコストは特別高いものではないため、業者の選択時にランニングコストは考慮していない。</p> <p>入札へ参加する申し出があった業者が、現地確認をした結果、製品のメーカーが規定する確保すべきスペースが確保できない等の理由により、業者が扱う製品では対応できないとの話があり、不参加となった。</p>

【案件2】

「令和5年度徳島第2地方合同庁舎清掃業務」

契約相手方 : 株式会社オークスコーポレーション

契約金額 : 2,244,000円

契約締結日 : 令和5年4月3日

担当部局 : 四国財務局

低価格調査は行ったのか。

業務内容からすると必要経費のほとんどが人件費と思われるが、清掃作業員に対して適切な賃金は支払われているのか。

清掃作業員は1人なのか。また1日の勤務時間は何時間程度なのか。

以前から同社が落札しているのか。

清掃頻度や清掃範囲は、適宜見直しが行われているのか。

平成11年4月8日付蔵会第1193号「予算決算及び会計令第85条の基準について」において、低価格調査を実施する基準の前提として、財務省所管に係る工事又はその他の請負契約で「予定価格が1,000万円を超えるものに限る。」とされているため、低価格調査は行っていない。

清掃作業員の賃金動向は把握できていないが、日常清掃及び定期清掃について、他の入居官署から苦情もなく、また当局は監督・検査を行っているが、業務の履行状況に問題は認められず、適切に実施していると評価している。

1名が常駐している。通常、7時45分ごろから業務を開始し、16時には業務を終えている。

ここ数年は毎年、落札業者が変わっている。

近年、清掃面積や清掃方法、定期清掃の回数など業務仕様書に大きな変更はない。しかし、建築保全積算基準等において求められる回数ほど清掃が必要ではない部分については清掃頻度を落とすなどし、適正な清掃となるよう工夫している。

【案件3】

「課税資料の翻訳業務」

契約相手方：株式会社プロスパー・コーポレーション

契約金額：979,147円

契約締結日：令和5年6月30日

担当部局：高松国税局

入札参加者が多く、入札価格にバラつきがあるが、予定価格はどのように算定したか。

専門的で特殊な契約内容について、単純に翻訳するだけでも理解が及ばないことがある可能性があるのではないか。

無料の翻訳ソフト等ではダメなのか

競争に参加するための資格にプライバシー・マーク又は同等の資格を取得していることとし、同等の資格をISO/IEC 27001やJIS Q 27001を想定しているとのことであるが、事前に説明されていたのか。

業者からの参考見積及びインターネットにおいて公表されている単価等を基に算定している。

入札業者は、他官庁の翻訳業務にも入札している業者であり、落札業者についても適正に翻訳していると認識している。

税務調査に係る翻訳業務であり、訴訟になる可能性も踏まえ、専門用語の適切な翻訳等が必要であることから外部委託することになった。

入札の説明書に記載はないが、入札に係る説明時に、同等の資格としてISO/IEC 27001やJIS Q 27001の説明を行っている。

【案件4】

「令和5年度四国財務局総合健康診査業務委託契約」

契約相手方 : 国家公務員共済組合連合会 高松病院

契約金額 : 単価契約

予定調達総額 2,579,372円(官費負担分)

契約締結日 : 令和5年6月30日

担当部局 : 四国財務局

応募者数は各県1者ずつの計4者となっているが、他に応募者はいないのか。

契約期間を1年とせず9カ月としている理由はなにか。

共済組合員等の利便性向上、つまり、受診医療機関選択の自由度の向上のため、選択肢となる医療機関数をできるだけ増やす目的で公募とし、広く募集したものの、結果として、各県1者の応募となったもの。

当局における総合健康診査の実施時期は、夏季後半から秋季に集中しており、現状の契約期間で、業務完了に必要な期間が十分確保できると考えている。